平成２９年（フ）第２０２号
広島市西区高須４丁目11番７―113号
債務者　臼井　弓貴
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２０号
広島県廿日市市住吉１丁目11番31号（103）
債務者　柳原　隆弘
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１１号
鹿児島県鹿屋市寿４丁目９番５号　コーポ大寿３―200号
債務者　川上さやか
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
秋田県横手市雄物川町今宿字下鶴田80番地３下鶴田団地Ｅ―４号棟
債務者　伊藤　弘毅
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月22日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２９年（フ）第２０号
山形県酒田市下安町10番地の11　下安荘Ｂ号
債務者　有吉久美子
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第１８０号
さいたま市緑区大字三室1424番地１
債務者　田代　純一
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２６０号
埼玉県新座市新堀３丁目６番26号　ソメノコーポ101号室
債務者　山谷　孝公
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２７２号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地１―20―501
債務者　今井　　学
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２８３号
埼玉県桶川市大字上日出谷15番地の13
債務者　近藤　秀二
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２０号
埼玉県草加市松原１丁目１番６―2901号
債務者　鶴嶋　明美
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
埼玉県越谷市レイクタウン６丁目５番地４ラ・シュエット306
債務者　濱田　義孝
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１７号
新潟県柏崎市大字藤井793番地63
債務者　中村成一郎
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
札幌市白石区栄通１丁目13番25―302号
債務者　小泉　清美
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２６２号
札幌市北区新琴似１条10丁目７番12号
債務者　小池　逸子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４３０号
札幌市西区宮の沢１条５丁目６番35―201号
債務者　石原　壽久
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４３７号
札幌市東区北32条東１丁目４番20号　レオパレス北34条第４ミヤマ104号
債務者　清水　幸子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４５４号
札幌市白石区南郷通３丁目北５番３号　グレースハイム５・３―202号
債務者　志部谷秀美
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部